⑶　選定に係る意見の聴取

ア　生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴くものとする。

イ　パブリック・コメント手続

未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物の選定を行うものとする。

ウ　ＷＴＯ通報手続

未判定外来生物の指定に当たっては、ＷＴＯ・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（ＳＰＳ協定）に整合するよう、ＷＴＯ加盟国への通報手続を行い、未判定外来生物の指定を的確に進めるものとする。

⑷　判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国（入手地又は輸出国等）、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

⑸　判定の手続

届出があった場合は、第２の２から４までの考え方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

⑹　その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。

２　種類名証明書の添付を要しない生物

⑴　選定に係る考え方

特定外来生物等に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか在来生物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たっては、税関等での水際規制の実効性を高めるために、関税定率法（明治43年法律第54号）に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。

特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、相互調整しつつ行うこととする。

さらに、学識経験者の協力を得て、関係府省が連携し、外来生物の種類名同定のためのデータベースの構築、識別マニュアルの整備等を行うことにより、税関等における審査の円滑化を図るよう努める。

⑵　証明書の発行

種類名証明書の発行について、外国の政府機関の協力を得るよう努めるとともに、他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類又は政府機関と同等の知見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用し、輸入者の負担が過度に増加しないよう配慮するものとする。

また、外国において証明書を発行できない場合には、主務大臣の指定する国内の機関が種類名証明書を発行する体制を整備するよう努める。

３　科学的知見の充実

外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、関係府省、地方公共団体、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の分布情報等を収集して幅広く提供するとともに、生態的特性に関する調査の実施、外来生物による被害を評価する技術及び防除手法の技術の開発など施策推進に必要な各分野の調査研究を推進する。また、地方公共団体及び民間団体等が各地域で知見の集積及び調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進するよう努めるものとする。

調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進め、科学的知見のより一層の充実に努めていくものとする。

外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが重要である。

４　国民の理解の増進

外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の理解と協力が不可欠である。このため、あらゆる機会を活用して、特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止及び生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性について、国民に対し普及啓発を図る。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の仕組みや具体的に取るべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓発を進める。

さらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、動植物園、水族館、自然系博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進し、国民の理解の増進に努めるものとする。

５　その他

⑴　外来生物対策の総合的な推進

我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針及び国における具体的な施策等の計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な推進に努めるものとする。

⑵　非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

輸入通関時の輸入品等の検査等で発見される場合を除き、特定外来生物が人体や物資に付着あるいは物資に混入するなどして、輸入、飼養等その他の取扱いの意思なく導入される可能性があり、これらによる生態系等への被害が生じるおそれがあれば防除等の対応が必要である。このため、主要な空港及び港湾周辺において、新たに野外に定着した特定外来生物を把握するための定期的なモニタリングを推進する。あわせて、特定外来生物の付着又は混入が確認された輸入品等の生産地、輸出国、品目等の傾向、付着又は混入の危険性が非常に高い輸入品等の生産及び流通等の状況並びに海外における特定外来生物の分布状況を調査することにより、特定外来生物の非意図的な導入の経路及び定着状況の把握に努める。また、被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、必要に応じ、関係者の協力を得て、非意図的な導入を軽減又は防止する措置等を実施するほか、防除等の措置を講じる。

なお、バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、船舶バラスト水規制管理条約に基づく規制が本法とは別に対応されており、本法で対象とするものではないが、海域において特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方に基づき、必要に応じて防除等の措置を検討することとする。

⑶　動物の取扱いに係る考え方

特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱い又は防除を行う際には、それが命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いを行うよう留意する。

⑷　経過措置の考え方

特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物を飼養等している者について、当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設けるものとする。